３　弁済の方法
（１）弁済の場所
協定債権の弁済は、清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）端数処理
弁済金額の計算にあたっては、弁済額の計算についての算出結果の額につき、１円未満の端数を切り捨て処理するものとする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。ただし、清算株式会社は、弁済原資が存しない場合は弁済を行わないものとし、各協定債権者に対して弁済を行わない旨の通知を行う。
２　債権の免除
各協定債権者は、第２、１の弁済を受けたとき、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第２、１による弁済後、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けた後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対して、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２、２による免除の効力は新たにされた弁済の限度で失われるものとする。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０４１号

東京都中央区日本橋室町４丁目１番14号日本橋アサヒビル４階
清算株式会社　株式会社ＫＩＫ
代表清算人　古田　司
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＫＩＫ（以下「清算株式会社」という）の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の方法
（１）弁済の場所
協定債権の弁済は、清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）端数処理
弁済金額の計算にあたっては、弁済額の計算についての算出結果の額につき、１円未満の端数を切り捨て処理するものとする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。ただし、清算株式会社は、弁済原資が存しない場合は弁済を行わないものとし、各協定債権者に対して弁済を行わない旨の通知を行う。
２　債権の免除
各協定債権者は、第２、１の弁済を受けたとき、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第２、１による弁済後、または第２、１の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けた後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対して、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２、２による免除の効力は新たにされた弁済の限度で失われるものとする。

以上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２２６号
札幌市中央区南４条東２丁目８番地２　ＥＸＣＥＬＬⅡ402号
再生債務者　平野奈津希
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで

札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２５号
釧路市文苑３丁目42番９号
再生債務者　岡本　春喜
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで

釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３０号
北海道釧路郡釧路町別保５丁目14番地　Ｂ５－３号室、前住所釧路市白金町22番10号
再生債務者　佐藤　詩織
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで

釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３３号
秋田市東通明田４番23号
再生債務者　川和田　力
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで

秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３４号
秋田市牛島南一丁目22番14号
再生債務者　佐々木　真一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで

秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第２号
秋田市下新城中野字街道端西87番地11
再生債務者　佐藤　早苗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで

秋田地方裁判所民事第２部